

大阪府立山田高等学校における校内清掃作業・施設維持管理業務について、次のとおり公表します。

## 【発注の見通し】

大阪府立山田高等学校における校内清掃作業・施設等維持管理業務委託について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約を行うので、大阪府財務規則第61条の3の規定により令和7年3月31日までの発注見通しを公表する。

令和6年2月29日

大阪府立山田高等学校長 佐々木 啓

- 1 業務内容
  - (1) 校内の清掃
    - ・ 校内のごみ、落葉等の収集及びごみ集積場までの運搬等。
  - (2) 校内の植栽管理及び除草
    - ・ 校内植栽の灌水、剪定及び除草等。
  - (3) 校内設備等の維持管理（対応が可能なものの対応）
    - ・ 水漏れ詰りの簡易な対応、ガラス破損の応急処置及び片付け等。
  - (4) その他
    - ・ 事前に説明する簡易な作業及び学校各種行事への対応等。
    - ・ 作業範囲については、係員の指示に従ってください。
    - ・ 参考までに、本校平面図を添付します。
- 2 発注件数 1件
- 3 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日
- 4 その他 本件発注は、発注業務にかかる予算が大阪府議会において議決され、その予算の執行が可能となることにより、行うものとする。